

奈良県税事務所 防犯カメラの設置・管理運用要領

1 趣旨

この要領は、個人のプライバシーの保護に配慮し、次項に定める設置目的を達成するため、奈良県税事務所内に設置する防犯カメラの設置及び管理運用に関し必要な事項を定めることにより、その適正な運用を図るものとする。

2 設置目的

防犯カメラは、奈良県税事務所における犯罪防止及び事故防止のために設置する。

3 設置場所等

(1) 設置場所及び設置台数

別紙配置図のとおり、総務課内に3台の防犯カメラを設置する。

(2) 設置の表示

防犯カメラの撮影区域の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示を行う。表示には、設置者名を記載するものとする。

4 管理責任者等

(1) 防犯カメラの適正な設置及び管理運用を図るため管理責任者を置く。

(2) 管理責任者は、総務課長とする。

(3) 管理責任者は、防犯カメラの操作を行わせるため、操作取扱者を置く。

(4) 操作取扱者は、管理責任者が指定した者とする。

(5) 管理責任者の責務は次のとおりとする。

① 撮影された画像を適正に保存し、管理すること。

② 撮影された画像の利用や提供を制限すること。

③ 問い合わせや苦情等に対して適切に対応すること。

④ その他防犯カメラの適正な設置及び管理運用に関し、必要な措置をとること。

5 画像等の管理

(1) 保管場所

録画装置の保管場所は、総務課とする。記録媒体は、管理責任者が施錠するなどして適正に管理するものとする。原則として外部への持ち出しや転送を禁止する。

(2) 画像の不必要な複製等の禁止

画像は撮影時の状態のまま保存することとする。保存した画像の不必要な複製や加工は行ってはならない。

(3) 保存期間

保存期間は、1ヶ月以内とする。ただし、捜査機関から犯罪捜査の目的による要請を受けた場合等、管理責任者が特に必要があると認めた場合はこの限りではない。

(4) 画像の消去

保存期間を経過した画像は、上書き等により速やかにかつ確実に消去する。

また、記録媒体を処分するときは、管理責任者を含め複数人で完全に消去されたことを確認の上処分し、処分した日時、方法等を記録する。

6 画像の利用及び閲覧・提供の制限

(1) 記録された画像は、設置目的以外の目的のために利用しない。また、次の場合を除き第三者に閲覧させたり、提供したりすることを禁止する。

なお、第三者に画像を閲覧させ、又は提供する場合は、できるだけ関連する部分に限って行うこととする。

① 法令に基づく場合

② 個人の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために緊急の必要性がある場合

③ 捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のため情報提供を求められた場合

④ 画像から識別される本人の同意がある場合又は本人に閲覧させたり、提供したりする場合

(2) 画像を閲覧させ、又は提供する場合は、相手先から身分証明書の提示を求めるなど身元の確認を行うとともに、その日時、相手先、目的・理由、画像の内容等を記録する。(別紙画像提供記録書参照)

7 問い合わせ・苦情等への対応

管理責任者は、防犯カメラの設置及び管理に関する問い合わせや苦情等を受けたときは、誠実かつ迅速に対応する。

附則

この要領は令和2年1月6日から施行する。